

〈研究ノート〉

明治期における陰陽道の教育機関「易学講究所」構想について ——若杉家文書より——

土屋 宗一

はじめに

本稿は、明治26年から27年（1894-1895年）頃に構想された陰陽師のための教育機関・養成機関である「易学講究所」について、それがどのようなものであったか、同時代の宗教系教育機関との比較、また江戸時代の制度との比較をしながら紹介し、検討していくことを目的としている。

これまでの近世から近代にいたる陰陽道の研究においては、宗教的側面や儀礼的側面、身分制的側面など数多くの研究がされてきた⁽¹⁾。しかし、それらは明治3年の陰陽寮の廃止に至る経緯と、その後数年間の天文・暦・身分の特権（苗字帯刀）に関する研究で終わっており、それ以降の研究はほぼない⁽²⁾。また、宗教教育史において陰陽道を取り扱ったものについては管見の限りみあたらない。したがって、本稿で扱う「易学講究所」構想もこれまではほとんど光が当てられてこなかった。他方、本稿が取り扱う時代（19世紀末から20世紀初頭にかけて）は、現在にまで続く教育機関が数多く設立されており、その中には「宗教教団（団体）」によるものも多数含まれている⁽³⁾。それらは教育機関であると同時に宗教者養成機関でもあり、中等・高等教育制度を通じて「宗教者」を養成しようとしていた。現在の宗教者養成の起源はここにあるといっても過言ではないだろう。この時期における陰陽道の試みを本稿では追っていきたい。

本稿が対象とするのは陰陽寮廃止の約20年後、京都に残った土御門家の旧家司・雑掌であった若杉家・吉田家・三上家・皆川家を中心に設立された「陰陽道

取締本所」という組織が構想していた「易学講究所」についてである。明治3年（1870年）陰陽寮は廃止となった。翌明治4年、土御門家（当主の土御門晴栄（幼名は和丸。本稿では晴栄で統一））には、家職を廃したことに對して「従来之家職被廢候ニ付格別之思召ヲ以目錄之通被下候事」と金500円の下賜金が渡された⁽⁴⁾。太政官から土御門晴栄に対し天文曆道について、これからは大学管轄とする旨が達せられ、晴栄は「天文曆道御用掛」、ついで「大学星学局御用掛」となったが、結局同年12月19日に「大学星学局御用掛被差免」となり、明治政府によって、土御門家は「家職」である天文や曆道から完全に切り離されていった。

いかなる共同体においても次世代を育成・養成することは必要なことであり、信仰集団（宗教教団、信仰共同体）もまた例外ではない。社会的・政治的状況の変革期においては、育成・養成方法も「時代」に従い変えていかなければならない場合があり、集団が時代や場所を超えて継続していくためには、その変化も必須であろう。明治時代には、数多くの「宗教教団」が対応に苦慮していた。それは政府の宗教・教育政策の変遷と密接に関係しており、アイデンティティと教義、活動内容を時代に合わせて再編成していかなければならず、紆余曲折があった⁽⁵⁾。陰陽道もまた例外ではなかった。実現こそしなかったが、陰陽道もその流れ中で自らの未来のために様々な試みを行っていたのである。

本稿は、京都府立総合資料館が所蔵する「若杉家文書」の内、1000、1001、1014、1015、1017を適宜紹介・使用しながら論じていきたい⁽⁶⁾。議論は以下のように進めていく。第1章では、江戸時代の陰陽道がどのような組織とそのつながりを持っていたのかについて、続いて明治に入って組織された「陰陽道取締本所」がどのようなものであったかについて述べる。続く第2章では、易学講究所がどのような企図の下に構想されたのかについて述べていきたい。第3章では易学講究所がどのような組織として構想されたのか、組織やテキスト、費用について同時代の宗教系学校やその他学校の状況と比較しながら述べていきたい。

1. 江戸時代の陰陽道

土御門家の陰陽師支配⁽⁷⁾

天和2年（1682年）土御門泰福が陰陽頭となった。そして翌年の霊元天皇の繪旨と將軍綱吉からの朱印状によって、「陰陽師」たちの「本所」として活動を始めた⁽⁸⁾。当初は、近畿一带と尾張・三河の陰陽師たちを掌握しているのみであった。実際に、土御門家が陰陽頭として陰陽師への支配と統率を全国におよぼしたのは、寛政3年（1791年）の全国触れによってだといわれている⁽⁹⁾。

そもそも近世において「陰陽師」とはどのような人物をさしているのか。「陰陽師」という呼称は、同時代においても必ずしも一般的な認知を得ていたわけではない。梅田千尋と林淳の研究によると、近世「陰陽師」とは、「本所土御門家によって与えられた呼称であり、幕藩体制下の陰陽道支配という歴史的制度の産物」であるという⁽¹⁰⁾。組織に属した人々は多様であり、占いや祈祷を行っていた人物または地域の宗教者集団が近世に入って土御門家の支配によって再定義され新たに現出した枠組みといえる。彼らだけでなく和算家や暦算を学ぶ町人学者なども、土御門家の門人・門弟となり活動していた。

組織は以下のようなものであった。土御門家は寛政3年以前に触頭と呼ばれるその地域の陰陽師を束ねる役職を機内、尾張など各地にすでにつくっていた。触頭のおかれていた国々では、触頭を通じて陰陽師に土御門家（土御門役所）への出頭が命ぜられた（あくまでも、京、大阪とその近郊のみ）。出頭し、改めを受け、地域での活動を認める許状・職札・印鑑が貢納金とひきかえに与えられた。

遠隔地の場合、取締出役（通常は土御門家の家司か雑掌）と呼ばれる使者を派遣して各地の陰陽師たちに対して改めを行った。配下の陰陽師たちは、土御門家が出す命を守り、職札の代金として御礼録金と年一度の貢納料を支払った。

土御門家から認可を受けた陰陽師たちが、自由勝手に活動できたわけではない。職札によって、許される活動内容も異なっていた⁽¹¹⁾。新たに土御門家に入門する場合には、その人物は師匠（土御門家配下である必要がある）と請人と連印で「三か条」（土御門家へ職札を願ひ出ること、公儀法度・役所作法を守るこ

と、貢納料を納めること)を制約することによって「陰陽師」として認められた⁽¹²⁾。

齊政館⁽¹³⁾

土御門家の家塾である齊政館は1800年に設立した。家職の拠点として家塾を設立し、門人の拡大と家職の普及をはかった。ここでは主に二つのことが行われていた。ひとつは講読、ひとつは出版である。

講読では、易学だけでなく天文・暦等も扱った。講読は設立時の当主であった土御門晴親が行うことも、外から陰陽師や天文家・算術家を招くこともあった。全国各地から、陰陽師だけでなく、天文家・和算家など多くの人が塾生として参加し、学び、交流を深めていった。

出版については、主に土御門家が蔵する書籍を翻刻・出版していた。先行研究によれば、陰陽道では『陰陽道方位便覧』、天文関係では『星圖歩天歌』、暦関係では『暦学疑問』などが出版されていった。このような活動を通じて、全国各地の天文家・暦学者のネットワークを形成し門人・門弟にすることができた。入門を希望する者は、束修料(入門料)を支払い、「御入門束修式」を経て、門弟として認められた。

土御門家はその手腕によって宗教者を「陰陽師」として登録・管理する範囲を確定し、幕府天文方を門人化し、各地の地域職能集団(「陰陽師」・暦師集団)に対する組織化を行った。(かつて各地域で自主的な身分的共同体を構成していた民間宗教者たちを集団単位・共同体単位で支配するという形態が中心であった。)

明治以後

以上のような体制が明治政府によって解体されたのははじめに述べたとおりである。「陰陽道取締本所」は、明治26年(1894年)に京都に残った土御門家の旧家司・雑掌たちが設立した組織である。「設立願」には、「……〔前略〕……神佛両道ノ如キハ神職僧侶ニ於テ各々統ヲ継ギ絶ヲ興シ某教某宗某派ト称シ神徳ヲ照シ佛恩ヲ輝ス実ニ至レリト謂フベシ然ルニ独り吾陰陽道而已未ダ之レヲ拡張スル

ノ主長〔ママ〕ナク之レヲ総轄スルノ本部ナク日ニ衰へ月ニ廢レ既ニ己ニ地ニ墜タルガ如ク陰陽師ト称スル者ヲ觀ルニ風儀甚ダ紊乱シ……〔後略〕……」とあり、陰陽師たちの活動とその統率をこの時代でも続けていくことを目的としていた⁽¹⁴⁾。

この「本所」の設立の中心となったのは、若杉家・吉田家・三上家・皆川家というかつての土御門家の家司や雑掌であった。特に若林保矩は、京都に残った元家司・雑掌のうちでは中心的な人物と思われる。彼と土御門晴栄とが交わした書簡が残っており、土御門家とも交流が途絶えていたわけではなかった⁽¹⁵⁾。「講究所」も彼らによって設立が企図されたと思われる。

「陰陽道取締本所」は京都に陰陽道取締の「本所」をもち、大阪と東京各支所を設ける計画であった⁽¹⁶⁾。試験を受けることによって決まる6階級(表1-1)を定め、ただし、以前から功績がある人々には特別に無試験で階級を与えようとしていた。

大占師：「維新以前三代以上土御門家配下ニアリタル者又ハ其子孫……〔後略〕」、「陰陽学理ノ蘊奥ヲ弘究セル者」、「行道ニ名望アル者」、「所費七円ヲ既納」
中占師：「維新以前二代以上……〔後略〕」、「行道に精励シ同行者ノ模範トナル者」、「所費五円ヲ既納」
小占師：「維新以前土御門家配下ニアリタル者又ハ其子孫……〔後略〕」、「試験優等ノ者」、「所費三円ヲ既納」
一 級：「五年以上行道ニ従事スル者」、「所費壹円ヲ既納」
二 級：「常議員五名以上ノ保証アル者」、「所費七拾銭ヲ既納」
三 級：「所費五拾銭ヲ既納」

表1-1 若林家文書1000「陰陽道階級條規」より作成。

試験科目は、必修科目として易經大意・莖樸法・卦爻ノ変化及表裏顛倒交互法・形象配置法・天眼鏡使用法・五行配置法及方位ノ開塞法・觀相法大意・作文が

あった。そして選択科目として、卜理法、渾天儀地球儀使用法、相宅地羅ノ据様及分間繩ノ実地応用法、墨占法、骨相法、占決法があった⁽¹⁷⁾。

試験を受け、階級が決まり、「本所」に「所費」を納めたものには、記章と呼ばれる免許状と門標と呼ばれる看板が与えられ、「本所」公認の陰陽師として活動を認められた⁽¹⁸⁾。

明治時代に入り全国的な組織が消滅した後、各地の陰陽師たちがどのような活動をしていたのかについては、明治26年10月24日に丹後国から「陰陽道取締本所」に届けられた書簡にその様子がわずかにうかがえる。そこには、「土御門殿下陰陽道ノ御総轄を廃止セラレシ以後陰陽師ハ糊口ノ途ヲ失」い、各地で生活のために不正を働いていること、また「種々ノ教会ニ加入シ祈祷ヲ表面ニシ内々陰陽道ヲ行」っている者がいることが書かれており、丹後地方で彼らは「真理教会」「御嶽教会」等の会員であることなどが書かれている⁽¹⁹⁾。この書簡には、その後、各教会が規則を決めて陰陽道を行えないようになり、ふたたび困っていることも書かれている。各地の陰陽師たちはその時々状況、組織の様子その他によって、所属を変えながら陰陽師として生きていったのではないだろうか⁽²⁰⁾。

2. 易学講究所の構想と企図

「易学講究所」に関する史料は「陰陽道取締本所」の史料のごく一部である。それは若林家文書1015の「陰陽道本所開設易学講究所規則」にある⁽²¹⁾。その内容を、項目ごとに列挙する。

- ①講究所位置
- ②講究所名称
- ③教則（生徒教授之目的）
- ④学科課程（別表ニ出ス）教授法の要略
- ⑤教科書
- ⑥試業

- ⑦入学生徒年齢
- ⑧入学生徒学力
- ⑨休業日
- ⑩教員心得
- ⑪生徒心得
- ⑫学資金
- ⑬館中規則

①と②は項目のみである。③、⑩、⑪、⑬には「講究所」設立運営の目的や心得、規則などが書かれており、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑫には学校の制度や入学・修学の条件が書かれていた。前者についてこの章で、後者については次章で扱う。

③の「生徒教授之目的」において彼らは、「講究所」設立の目的を以下のように述べている。

今本所カ開設スル講究所ノ学業ハ専ラ易学ヲ
 以テ大吉トナスモノニシテ人ヲシテ吉凶悔吝ヲ前知セシメ
 警誡ノ備ヲナサシメンカ為メナリ凡ソ人、吉凶悔吝ハ
 天数運命ニ由ルノ説ハ古昔本開時代ノ論ニシテ
 今日文明ノ世ヨリ之レヲ観ルニ其惑タルヤ甚シキナリ
 夫レ人ノ吉凶悔吝ハ焉ソ天人命気運ニ関センヤ皆其
 賢愚ニ出ルヤ明々ナリ然リト雖モ之レヲ致シ之レヲ避クルニ
 道ヲ以テセサレハ得ス其道トハ何ソヤ変易ノ理ヲ究メテ
 以テ之レヲ前知スルヲ云ウ而メ人皆賢ナルニアラス亦皆愚
 ナル者ニアラス唯学ト不学トニ因テ其賢愚自ラ判
 然タリ其学フ者ハ道ニ拠ルテ究理前知シ事ニ臨テ
 迷ワス凶ヲ避け悔吝アルコトナシ然ルニ不学ノ人ハ道ニ
 拠テ究理シ以テ幾ヲ知ルコト能ハス是ヲ以テ時トシテ

凶ニ遇ヒ艱難辛苦ニ陥リ或ハ悔吝アリ終ニ之レヲ
 彼ノ天運命数ニ帰スルニ至ル亦哀ムヘキカナ今之レヲ
 濟援セント欲スルモノハ往ヲ推シ來ヲ察シ理ヲ究メテ
 判断シ先見ヲ立テルニ如クハナシ是レ乃チ易ノ道ナリ
 故ニ文言曰先天而天下違後天而奉天時天
 且不違則君子知□故也今本所ノ取ル所ノ
 者ハ斯道ナリ故ニ多ク生徒ヲ募集シ之レヲ教育
 シ古來運命ニ迷醉セル説ヲ看破シ各自凶
 災悔吝ヲ未業ニ了覚シ其前途ノ誠慎ヲ
 為サシメ且ツ世間不学ノ者ノ爲ニ究理前知ノ道
 ヲ以テ其災害ヲ避ケ悔吝ナカラシメンコトヲ開示スルヲ
 要ス是レ乃チ本所教育ノ目的ナリ⁽²²⁾

なぜ易学を学ぶのか。人が吉凶事をあらかじめ知って警鐘を鳴らすためとある。人は「吉凶悔吝」を察知して避けようとするものである。人の吉凶は天數運命によるという説は、昔からある説（論）ではあるが、今日、文明開化の世の中からこの説をみると、その説が多くの人々を眩惑させている。人の吉凶はどうして天人命氣運と関係していることがあろうか（いやそうではないであろう）。それはすべて賢愚が原因で起こるのは明白である。ここでは「文明開化」のこの世に天數運命で吉凶を占う陰陽道は不必要なのではないかと問うている。だがそのあとで、こんな世であっても、「吉凶悔吝」を察知して避けようとするには、「道」（何らかの方法）を以てするしかない。その「道」とは、何か。それは「變易」の理を極めて、それを使うことである、というのである。

不学の者は道を使って事前に知ることできない。だから時として凶事にあい、艱難辛苦におちいる、あるいは悔やみ惜しむことがあって、ついにこれを天運命数のせいに帰してしまう。だから多くの生徒を募集して教育し、古來運命に関して迷醉する様々な説を看破し、各自凶事・災難・後悔・吝嗇とその兆しを事前に

知り、誠実で慎み深く、かつ世間の不学の者のために「究理前知」の道を以て彼らが受ける災害を避けさせて悔やんだり惜しんだりさせないようにする。これこそが「講究所」の目的であると述べるのである。

また⑩「生徒心得」においては「生徒タル者」の心得として、以下の6点を挙げている。

- 1) 「教員ノ意ニ随ヒ弟子タル職務ヲ厳守スヘキ」
- 2) 「教員の指揮ヲ受ケ且其定ムル所ノ規則ハ一切之レニ承遵シ我意ヲ出ス可カラス事」
- 3) 「常受業時限ハ教折ノ報ヲ俟テ進退ス可シ」
- 4) 「受業中自己ノ意ヲ述フルコトヲ許サス若シ述ヘント欲スル意アラハ受業ノ後別ニ之レヲ陳述ス可シ」
- 5) 「講究所内ノ戸障子ノ開閉及ヒ坐作進退ニ至ルマテ恭肅ヲ主トシ僣暴ノ挙動アル可カラス」
- 6) 「同業者ハ勿論他人ト交際ヲナスニ篤実ニシテ進退応接等総テ謙遜ヲ旨トシ決シテ豪放不敬ノ語ヲ出シ或ハ人ヲ誹議シ無益ノ争論ヲ致ス可カラス」⁽²³⁾

このように、生徒の館内・館外での行動の仕方・態度・心持に規律を強く求めている。

そして、⑬「館中規則」で述べられているように、館内（講究所内）においては、「幹事一員ヲ置キ総テ館中ニ関スル事務ヲ総理セシム毎舎各一員長ヲ置キ一舎中ノ灑掃及生徒ノ勤怠等ヲ監督セシム」としていた。そして、館内では規則として以下の2点を設けていた。

- 1) 「舎中晨起夜卧ノ期ハ午前六時午後十時トス然レモ日日咎ノ長短ニ随ヒ之レヲ伸縮ス」

- 2) 「外出スル者ハ受業時間ノ前後ヲ以テシテ本科授業ニ欠席ナカラシム
 出門ノ後若シ事故アリテ帰舎ニ遲滞スルモ午後九時ヲ過ス可カラ
 ス又止ムコトヲ得サル事故アリテ外宿スルモノハ必ス証人ニ印証
 ヲ幹事ニ納ル可シ」⁽²⁴⁾

このように（近代の）宗教者として「あるべき」姿・行動様式がかなり詳しく書かれている。

それでは、そこで教える教員にはどのような規則を設けていたのであろうか。教員については、史料の中に⑩「教員心得」というものがある。そこでは、「教員ハ学文□筆及技術等ヲ教フルノミニ非ス總テ生徒ノ飲食挙動ニ至ルマテ教導シ其學術進歩セス或ハ卒業不行状ノ徒アラハ之レヲ制スルノ権ヲ有」し、人柄として「生徒ヲ誘導シテ親切篤実ニ訓誡シ必ス懶惰放肆ノ風ヲ生セシメス悪友ト交ルヲ禁シ其身ニ捨テハ特ニ不良不正ノ言行及交接ヲ慎」しんで、「生徒ノ模範トナリ生徒ヲシテ正実温良万智秀業ナラシメン」人物であることを教員に望んだ。また、教授するときは「教則ニ揭示スル諸課ハ必ス順序ヲ追テ教授シ比偏ナキヲ要ス授業ノ時刻ハ一同遲速ナク教場ニ率ヒ至ラシメ整次ニ就席セシム」ように書かれている⁽²⁵⁾。

「心得」や「規則」をみると、刻限についてと、生徒・教員としての「あるべき」姿についてが、多く記されている。それは、自分たちの存在は以前のような、幕府や朝廷によって保障され、身分制社会の中でその職分（身分、存在）を明確化されている時代とはもはや異なり、自身のアイデンティティを明示し、かつ時代に合わせた「学校」「宗教」の形式を構築した存在であると示さなければならぬという、意識・無意識からくるものであったと推測される。制度については後述するが、当時の学校制度とかなり類似した制度をとろうとしたということが、それを如実に示している。具体的なものとしてはカリキュラムに表れていた。次章ではこのカリキュラムを含め、「講究所」が具体的にどのような「学校」・制度をつくろうとしていたのか、その制度構想を同時代の（宗教系学校を

含めて)他の学校を参照しながら示していきたい。

3. 易学講究所の制度

本章では、「講究所」がどのような制度（入学条件、費用、何年制、カリキュラム、試験、資格、など）をとろうとしていたのかについて述べる。

「易学講究所」は三年制で、入学可能年齢は満14歳以上30歳以下、資格は普通教育を修了した者とある。また、講究所は全国各地から学生が来ることを想定して寮を備えようとしていた⁽²⁶⁾。規則上は陰陽師の親族等の関係者だけでなく、一般志望者も対象にして陰陽師養成・教育機関を目指していた。

学費は「束脩料」（入学金）として1円、月謝として一ヶ月50銭、寮費として一ヶ月2円50銭（寮費は食費込、ただし米価により上下）であった。入学資格および諸費用を他の学校、神宮皇學館と明治学院と比較してみたのが表3-1である。「講究所」は京都に作ろうとしていたと思われる。もちろん、時期や地域による差を考慮する必要はあるだろうが、これを見る限り、当時としては諸費用が他の学校と比べて特別高いとも低いともいえないのではないだろうか。当時の多くの学校から多くの着想を得ていたと推測される。

次に、カリキュラムについてであるが、表3-2をみていただきたい。国学、漢学、洋学、文学、詩学、算学、習字などが入っている。上述のように三年制であり、その三年のそれぞれ一年を6ヶ月ずつ二つに分け、前半を前期、後半を後期とし、各学期において表にあるような科目を学ばせようとしていた。各学期もさらに3ヶ月ごとに二つに分け、3ヶ月ごとに試験を行おうとしていた⁽²⁷⁾。その試験に合格しないと次に進めないシステムを考えていたようである。

全課程を修了後、さらに試験⁽²⁸⁾を行い、その成績によって陰陽師としての「階級」（表1-1）が「本所」から授与される仕組みになっていた。どの階級になるかは非常に重要であった。「階級」によって、陰陽師に与えられる「門標」と「記章」は異なっており、行ってよい「活動」はその「階級」によって定めようとしていたからである。なお、「講究所」を修了して与えられるのは1級までで

	入学資格	入学費 (束脩料)	学費	寮費 (寄宿舎費)	その他
易学講究所	14歳以上30歳以下／普通教育を修了した者	1円	50銭 (一ヶ月)	2円50銭	
神宮皇學館 (明治27年) 本科	尋常中学校卒業	なし	なし	なし。但し食料は物価の高低により1円50銭以上2円50銭以下を徴収。(一ヶ月)	寄宿者は食器、寝具、炭油その他は自弁
同予科	小学高等科卒業、または15歳以上で同等の学力のあるもの	なし	なし		
神宮皇學館 (明治29年) 本科	尋常中学校卒業	なし	1円 (一ヶ月)	なし。但し食料は物価の高低により1円50銭以上2円50銭以下を徴収。(一ヶ月)	寄宿者は食器、寝具、炭油その他は自弁
同予科	小学高等科卒業、または15歳以上で同等の学力のあるもの	なし	50銭 (一ヶ月)	「別一定メメル」とある	
明治学院 (普通学部)	12歳以上で高等小学校卒業	1円 (一ヶ月)	12円 (一年)	徴収するとの記載があるが、一人当たりの費用の記載なし	

表3-1

易学講究所については若林家文書1015より作成。神宮皇學館については、「神宮皇學館規則改定」(明治27年7月)および同(明治29年4月)、『皇學館大學百五十年史資料編一』より作成。明治学院については、「私立学院設置願」(「明治学院五十年史」明治学院、1927年) 180-198頁より作成。

	学期/科目	國学	支那学	洋学	文学	詩学	算学	習字	科	通計
各学科	毎週教授時間	六時	六時	六時	二時	二時	六時	二時	六ヶ月間 授業日数 百二十日	三十時間
		前期	明治国史略	十八史略	泰西史鑑	文体明辨	詩經	算術	楷書	六ヶ月間 授業日数 百二十日
第二年	後期	日本外史	元明史略	気海觀瀾	正統文章 軌範	古文前集	全	全	同	七科
		日本政記	四書	博物志	抄日本名 文家	三体詩	全	行書	同	
第三年	後期	大日本史	周易書經	物理全誌	八大家	唐詩	全	草書	同	
		王代一覽、 神皇正統記	左氏傳	究理問答	文集	宋詩	代数		同	
	後期	古事記伝	國記至道 兩經	天象地理 要書	同	明詩	幾何	同	同	

表3-2
若林家文書1015より。

あった。「取締本所」のシステムでも、すぐにつけるのは1級までであり、それ以上は「陰陽師」としての実績を持ち、かつ「所費」が納められる者だけ。）

ここには、近世の「土御門役所」と呼ばれた時期と、近代的な「学校システム」・宗教者養成カリキュラムが混在した姿がみてとれるだろう。年齢や学歴による入学の条件や、カリキュラムの設定、試験を通して「陰陽師」という資格が与えられるというのは、それ以前にはなかった。近世には「陰陽師」になるために「学校」に入る必要などなく、各自はそれぞれ独特のルートを経て、土御門家とつながり、「陰陽師」になっていった。そして、斉政館は「講究所」のもつ学校システムとは全く異なる機関であった。入学や卒業（修了）という概念も存在していなかった。陰陽道において、一定のカリキュラムを決まった時間に決まった量だけ教える（教わる）という学校制度をとること自体がそれ以前にはないことであった。（「講究所」は当時の様々な学校のそれぞれの制度から着想を得て構想されたのだろう。）同時に、試験内容や「階級」や「門標」、「記章」などについては以前の制度と近いところがあることも窺える⁽²⁹⁾。

まとめと課題

本稿では、「易学講究所」構想を詳しくみていくことを通して、陰陽道がそれまでの歴史的な経緯を踏まえつつも、新たな時代の組織としてどのように後継者を育てていこうとしていたかの一端をみてきた。そしてそれは、様々な「宗教」が「近代的」学校組織を設立していく時代の流れの一環として、陰陽師たちも後継者を「学校」という制度を使って育てようという構想であったといっていだろう。

それ以前は、陰陽師になるためにはしかるべき師について修行を積み、陰陽師としての「技術」を学んだあと、師と地域陰陽師たちのまとめ役である組頭によって土御門家へ「申請」が行われて、しかるべく「資格」が授与される形をとっていた⁽³⁰⁾。しかし、「取締本所」はそれに代わって、自分達自身で「学校」（養成機関）を設立し、そこでの課程を終えたものたちに試験を受けさせ、その

結果によって陰陽師としての資格を与えるという方法をとりとうとした。これは当時、仏教や神道が江戸時代から明治時代に移るにつれて、徐々に学校制度を導入し、そこから「宗教者」を養成するというシステムをとりとうとしていたのに部分的に酷似している⁽³¹⁾。

また、講究所で行われる課程も陰陽道に関するだけでなく、国学や漢学、洋学、算学など幅広いものであった⁽³²⁾。さらに寮も完備し、全国から人を呼ぼうとしていた形跡もみられる。カリキュラム、設備、費用の面から見ても、当時の他の宗教系学校（仏教系学校だけでなく神道系や基督教系でも）で行われていたことと大きな違いはなく、ここでも他の「学校」の影響を受けていたのではないかと推察することができる。そして、それはそれまで系統立っていなかった陰陽師の教育方法、施設、一般「信徒」への「布教」、（陰陽道を行うこと）、を全国規模で組織化するための制度を作ろうとしていたのではないだろうか。この方法や設備は江戸時代の土御門家の家塾であった斉政館とは大きく異なるものであり、そこに連続性を見いだすことは難しい。

しかし、このようにして「近代的」なしくみを整え、陰陽師を養成しようとしていた反面、課程を修了してからの道には過去の制度が多く残存し、「近代的」なものとの混ざり合っていたといっていだろうか。江戸時代の土御門家による全国の陰陽師の公認と「階級分け」という方法、金銭を納めることによって「陰陽師」になるといったことは継続しており、「記章」や「門標」によって自分がどのような陰陽師であるかを示すという方法にも前の制度との連続性をみることができる。

これらの連続性と非連続性を鑑みるに、自らが依って立つものを歴史化し相対化していく作業、決められた枠組みの中へ自ら入っていこうとする姿がみられる。つまり、既存の制度や定義の中へ自らを当てはめていく、あえて入っていこうとする姿であり、それは（他の「宗教」でもみられることかもしれないが）時代に合わせて自らを自己再編していこうとする姿である。他の「教団」（神道、仏教、基督教）と比べると、非常に小規模でプリミティブなものではあったが。

最後にその後を少し述べる。若杉家文書の中に「陰陽道取締本所」に関して明治35年以降の史料は見つけられなかった。35年以降この組織がどうなったかは不明である。この後、昭和2年（1927年）に社団法人大日本陰陽道会が設立され、昭和13年に土御門晴栄のひ孫である土御門熙光が副総裁となる⁽³³⁾。この組織と「陰陽道取締本所」との関係は定かではない。また今研究では、「陰陽道取締本所」「易学講究所」と土御門晴栄の関係も明らかにはなっていない。確かに、土御門晴栄が自身は「陰陽道本院」と関係ない旨を新聞広告で宣言した事に関するメモが残っているものの、「本院」が「取締本所」を示すものかどうかは定かではなく、少なくともこの時期、晴栄自身が京都に行き何かをしたという記録は見つけられなかった⁽³⁴⁾。ただ、京都の旧家司・雑掌たちとの関係が悪かったとも思えない。上述したように、若杉保矩と晴栄との書簡のやりとりがあり、「安倍晴明公九百年祭 福寿協会」には、総裁と副会長としてともに名を連ねている⁽³⁵⁾。彼らの交流は続いていた。

この時期に諸宗、各教団、宗派において制度改革がおこなわれていたことを鑑みると、「講究所」構想は決して独特なものでも異色なものでもなかった。それらの教育改革は「近代」という新しい時代への対応の姿として理解することができ、「教育」「学校」を通じて宗教者を養成するという新たな形こそが日本近代宗教の一つの姿であったことは間違いない⁽³⁶⁾。もちろん、その中のすべてが成功し、現在まで残っているわけではない。現在みられるのはその動態の一片にすぎない。「講究所」の構想は消えていったものの一つである。

注

- (1) 主な先行研究として、梅田千尋『近世陰陽道組織の研究』（吉川弘文館、2009年）、林淳『近世陰陽道の研究』（吉川弘文館、2005年）、遠藤克己『近世陰陽道史の研究』（新訂増補版、新人物往来社、1994年）、高埜利彦「近世陰陽道の編成と組織」（『陰陽道叢書』第3巻、名著出版、1992年、121-159頁）が挙げられる。
- (2) 林「明治三年の天社神道廢止令」（前掲書）、358-385頁
- (3) キリスト教系では明治学院大学（明治学院、1887年）や同志社大学（同志社英学

校、1875年)、仏教系では大谷大学(真宗大学寮、1882年)や大正大学(宗学校、1887年)、神道系では皇學館大学(神宮皇學館、1882年)などが設立されている。

- (4) 遠藤、前掲書、850頁
- (5) 例として仏教については次の先行研究を参照されたい。江島尚俊「明治初期の僧侶育成改革と大教院」(『大正大学総合佛教研究所年報』第33号、2011年、292-306頁)、同氏「明治期浄土宗における僧侶育成と高等教育制度——明治初期から二〇年代を中心に——」(『三康文化研究所年報』第43号、2012年、151-170頁)、同氏「明治前半期・真宗大谷派における高等教育制度」(『仏教文化』、第22号、2013年、141-159頁)。
- (6) 京都府立総合史料館所蔵「若杉家文書」。若杉家文書の大部分は、土御門家が天皇の東上に伴って東京に移住した際、主家土御門家から若杉家に渡され京都で保存していた文書であるが、若杉家自身が作成して保存していた文書もある。その中から関係する、陰陽道事務所、陰陽道(取締)本所の史料を用いる。(詳細は京都府総合資料館若杉家文書：<http://www.pref.kyoto.jp/kaidai/kaidai-wa.html>を参照のこと。)以下、若杉家文書を引用する場合は、「若杉家文書、文書番号」を記す。
- (7) 本節の記述は、梅田(前掲書)、林(前掲書)、高埜(前掲書)を筆者がまとめたものである。
- (8) 高埜、前掲書、125-129頁
- (9) 同上、130-149頁
- (10) 梅田「近世陰陽道組織の歴史的展開」(前掲書)、1-2頁
- (11) 高埜、前掲書、149-154頁
- (12) 同上、143-154頁
- (13) 本節の記述は、梅田「陰陽道と暦算家」(前掲書、353-363頁)、同氏「土御門家の家職と天文暦算」(『近世の天皇・朝廷研究』第3巻、学習院大学、2012年、3-26頁)、水野杏紀「江戸末期の土御門家と陰陽書出版について：ふたつの皇和司天家鑿本『陰陽方位便覧』の考察を中心として」(『人間社会学研究集録』大坂府立大学、2008年、77-118頁)を筆者がまとめたものである。
- (14) 若林家文書1000。なお、若林家文書1000には、「陰陽道取締本所設立願」の草稿が複数、文部省に提出しようとしたものが1種類存在している。
- (15) 若林家文書1274-1280
- (16) 実際に大阪と東京に施設を作ったかは史料からは確認できなかった。
- (17) 試験科目に関しては、二種類の史料が確認できた(若杉家文書1001)。一方は本稿に載せたものであり、もう一方は科目数がより細分化(24種類)しているもの。
- (18) 若林家文書1001。ここには、記章と門標がどのように記されるかの例が書かれている。記章は、「一級陰陽師 何某 年月日 陰陽道本所」(「一級」のところには各階級が入る)のように、門標は「土御門家管理陰陽師□(焼印)何々誰」(焼印は陰陽道本所の印)のように書くように指示がある。

- (19) 若林家文書1017
- (20) 小松和彦『いざなぎりゅうの研究』（角川学芸出版、2011年）にも、土佐藩の独立系陰陽師が明治時代に入り、教派神道一派である神道修成派に加入したとある（斉藤英喜『陰陽師たちの日本史』（角川学芸出版、2014年）も参照）。明治時代に入ってから「陰陽師」たちがどのように活動を継続していったのか、または止めていったのかについては今後の課題としたい。
- (21) 若林家文書1015がいつ書かれたものか、その史料だけでは断定することはできない。しかし、「陰陽道本所開設」という文言と、若林家文書1014-1017の史料の日付を考慮すると、同じ時期（明治26年から27年）に書かれたものと判断できる。
- (22) 若林家文書1015
- (23) 同上
- (24) 同上
- (25) 同上
- (26) 入寮が必須かどうかは不明。なお、若林家文書1014にある「陰陽道取締本所」の名簿からは、「本所」の会員は近畿一帯に広がっていたことが見て取れる。
- (27) 若林家文書1015
- (28) 本稿第1章で述べた「本所」の試験。なお、試験科目については、当該部分および注17を参照のこと。
- (29) もちろん、これだけで学校のすべてが説明できていないわけではない。文書には書かれていないが、考慮しなければならない制度もある。例えば、入学時期について、退学について、休暇についてなどである。
- (30) 高埜、前掲書、152頁
- (31) この流れは、明治33年の専門学校令まで続いていく。
- (32) この時期の宗教系大学での「普通学」導入に関しては、阿部貴子「明治真言宗の大学林教育——普通学導入をめぐる議論と実際——」（『近代日本の大学と宗教』法蔵館、2014年、169-199頁）を参照されたい。
- (33) 公益社団法人大日本易学連合会のウェブサイト（<http://nichiekiren.jp/>）参照（2017年9月15日閲覧）。子爵土御門晴栄は1915年に没する。土御門子爵家は息子の土御門晴行が継ぐがすぐに亡くなる。晴行には男の実子がいなかったため、三室戸家から養子をむかえ、土御門晴善として土御門家を継ぐ（晴善は東京高等蚕糸学校の教授や貴族院議員などを歴任した）。土御門熙光は晴善の長男として土御門子爵家を1934年に継いだ。
- (34) 若林家文書1000
- (35) 若林家文書1038
- (36) 江島尚俊・三浦周・松野智章（編）『シリーズ大学と宗教Ⅰ 近代日本の大学と宗教』（大正大学総合佛教研究所叢書、法蔵館、2014年）を参照のこと。